

松島町ワーケーション導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松島町内の宿泊施設において、働き方改革と併せ新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、新しい生活様式となるワーケーション導入に係る費用について、予算の範囲内において松島町ワーケーション導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、松島町補助金等交付規則（平成16年松島町規則第27号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 松島町内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた宿泊施設事業者であるものとする。

(補助対象事業費等)

第3条 補助対象事業費、補助対象経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、松島町ワーケーション導入支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 松島町ワーケーション導入事業計画書（様式第2号）
- (2) 松島町ワーケーション導入事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 旅館業法第3条第1項に規定する許可証の写し
- (5) 補助対象経費に係る見積書等の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の補助金交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 規則第6条の通知は、松島町ワーケーション導入支援補助金交付決定通知

書（様式第5号）によるものとする。

（変更等の手続）

第6条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、松島町ワーケーション導入事業変更（中止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の松島町ワーケーション導入事業変更（中止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、松島町ワーケーション導入事業変更（中止）承認通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 町長は、規則第8条及び第16条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は決定内容を変更したときは、松島町ワーケーション導入支援補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告書は、松島町ワーケーション導入支援補助金実績報告書（様式第9号）とし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の12月28日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

2 規則第12条の町長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の実施が確認できる書類（契約書、納品書、請求書、領収書の写し等）及び写真

(2) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認め、交付すべき補助金の額を確定したときは、松島町ワーケーション導入支援補助金額確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による通知書の交付を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、松島町ワーケーション導入支援補助金交付請求書（様式第11号）により町長に請求しなければならない。

（帳簿等の保存）

第 1 1 条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を整理し、これを当該補助事業の完了翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 6 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和 4 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。